

瀬戸市景観助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、瀬戸市景観条例（平成22年瀬戸市条例第34号。以下「条例」という。）第20条の規定に基づく助成について必要な事項を定めるものとする。

(助成対象行為)

第2条 助成の対象となる行為（以下「助成対象行為」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 条例第8条第1項の規定により定めた景観重点地区（以下「重点地区」という。）内の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観変更を伴う修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建築物の新築等」という。）で、瀬戸市景観計画（以下「景観計画」という。）に定める積極的に取り組む際の推奨基準（以下「推奨基準」という。）に適合し、かつ、道路その他の公共施設から見ることが出来る領域（以下「準公共空間」という。）で行うもの
- (2) 重点地区内の工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観変更を伴う修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「工作物の新設等」という。）で、景観計画に定める推奨基準に適合し、かつ、準公共空間で行うもの
- (3) 重点地区内の広告物の表示若しくは設置、変更又は改造で、景観計画に定める推奨基準に適合し、かつ、準公共空間で行うもの
- (4) 重点地区内の建築物の新築等又は工作物の新設等で、別表第1に掲げる積極的に取り組む際の準推奨基準に適合し、かつ、準公共空間で行うもの
- (5) 条例第16条第1項の規定により指定した景観重要建造物及び景観重要樹木の保存に係るもの
- (6) 条例第17条第1項の規定により認定した景観まちづくり市民団体が行う良好な景観を形成するための活動に係るもの
- (7) 条例第20条第4項の良好な景観の形成に著しく寄与すると認められるものであって、重点地区内の準公共空間に係る良好な景観を阻害する要因の解消であり、かつ、歴史的な趣を著しく損なわない建築物の修繕、工作物の修繕又は広告物の修繕

(助成対象除外行為)

第3条 前条各号に掲げる行為のうち、次に掲げるいずれかに該当するものは、助成対象行為から除外する。

- (1) 法令に違反するもの及び法令に違反する物件に係るもの
- (2) 都市施設内で行うもの（前条第6号に規定するものを除く。）

- (3) 市税の滞納のある者が行うもの（共有の場合は共有者全員とし、法人の場合は代表者を含む。）
- (4) 暴力団員（瀬戸市暴力団排除条例（平成23年瀬戸市条例第12号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）が行うもの
- (5) 暴力団（瀬戸市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員と密接な関係を有する者が行うもの
- (6) その他市長が適当でないと認めるもの
- (7) 行為を行う年度内にその他の助成金を受ける又は受けたもの
（助成金）

第4条 第2条各号に掲げる助成対象行為に要する費用に対して、予算の範囲内において別表第2の助成率及び助成限度額により助成金を交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第2条第1号から第4号まで及び第7号の助成対象行為を同一敷地内で行い、最初の交付の決定日から起算して5年以内に当該助成対象行為に係る助成金の交付を受けた場合は、その交付済の助成金に相当する額を別表第2の助成限度額から差し引いた額を助成限度額とし、助成金を交付するものとする。

3 前2項の助成金に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（助成金交付の申請）

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、景観助成金交付申請書（第1号様式又は第2号様式。以下「申請書」という。）に、別表第3に掲げる図書を添付したものを2部作成し、当該助成対象行為に着手する前に市長に申請しなければならない。

（助成金の交付決定）

第6条 市長は、前条の申請を受けたときは、申請の内容等を審査し、助成金を交付することが適当と認めるときは、景観助成金交付決定通知書（第3号様式又は第4号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、助成金を交付することが適当と認められないときは、景観助成金不交付決定通知書（第5号様式又は第6号様式）により申請者に通知するものとする。

（申請事項の変更）

第7条 前条第1項の規定により助成金の交付の決定を受けた者が、申請書に記載した事項及び添付図書の内容を変更しようとするときは、景観助成金変更交付申請書（第7号様式又は第8号様式）に、別表第3に掲げる図書のうち当該変更に係る図書を添付したものを2部作成し、当該助成対象変更行為に着手する前に市長に申請しなければならない。

い。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、変更の内容を審査し、適当と認めるときは、景観助成金変更交付決定通知書（第9号様式又は第10号様式）により申請者に通知するものとする。

3 第6条第2項の規定は、前項の審査の結果について準用する。

（申請の取り下げ）

第8条 助成金の交付の決定を受けた者（以下「助成対象者」という。）は、当該助成対象行為の中止などにより申請の取下げをしようとする場合は、景観助成金交付申請取下届（第11号様式又は第12号様式）を市長に届け出なければならない。

（完了報告）

第9条 助成対象者は、助成対象行為が完了したときは、速やかに景観助成金対象行為完了報告書（第13号様式又は第14号様式）に別表第4に掲げる図書を添付して市長に報告しなければならない。

（助成金額の確定）

第10条 市長は、前条の報告を受けた場合には、報告書の審査及び現地検査を行い、その内容が適正であると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定するものとする。

（助成金の請求等）

第11条 助成対象者は、前条の規定により確定した金額に基づき、速やかに市長に景観助成金交付請求書（第15号様式又は第16号様式）を提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書に基づき、助成金を交付するものとする。

（助成金の交付決定の取消）

第12条 市長は、助成金の交付を受ける者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 交付申請（変更交付申請を含む。）の内容と、完了報告の内容に相違がある場合

(2) 不正の手段により助成金の交付の決定を受けたとき。

(3) 条例第1条の目的の達成に支障となる行為を行ったとき。

（助成対象建築物等の適正管理）

第13条 助成金の交付を受けた者（以下「助成交付者」という。）は、助成対象行為に係る部分の適正な管理に努めなければならない。

2 助成交付者は、助成金交付の申請に関する書類一式を、行為が完了した会計年度の末日から起算して5年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、平成12年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、条例の施行の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の瀬戸市景観助成金交付要綱第4条第2項の規定は、平成26年5月1日以後に交付する助成金から適用し、同日前に交付した助成金については、なお従前の例による。

3 改正後の瀬戸市景観助成金交付要綱第4条第2項の規定による最初の交付の決定日は、平成26年5月1日以降に交付の決定を受けた日とする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際限に改正前の各要綱の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、改正後の各要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

別表第1（第2条関係）

積極的に取り組む際の準推奨基準

項目		景観形成基準	
		住宅・商業店舗	
建築物	全体	高さ	・隣り合う建物の高さとの調和を図り3階以下とする。
		構造	・規模、形態を周囲の景観に調和したものとし、歴史的な趣を著しく損なわないものとする。
	屋根	形態	・傾斜屋根とし、周囲の建物との調和を図るものとする。
		材料と色調	・周囲の建物との調和を図り、黒色や銀灰色の瓦葺き（和形）とする。
	外壁	・形状、色調、材質等は歴史的な趣を損なわないものとし、土壁・漆喰塗り調の塗り壁とする。	
	玄関周り・出入口	・形状、色調、材質等は歴史的な趣を損なわないものとする。	
建築設備	・道路などの公共空間から直接見えにくくするとともに、建物主体との調和を図る。		
工作物	門・垣・塀	・形状、色調、材質等は歴史的な趣を損なわないものとし、格子、土壁等のデザインとする。	

別表第2（第4条関係）

該当要綱	助成率	助成限度額
第2条第1号	2／3以内	100万円
第2条第2号		
第2条第3号		
第2条第4号	1／3以内	50万円
第2条第5号		
第2条第6号	1／3以内	20万円
第2条第7号		

- 1 同一敷地内で第1号から第3号までの行為を複数同時に行う場合の限度額は合計100万円とする。
- 2 同一敷地内で第1号から第3号までの行為に加え、第4号から第7号までの行為を5年以内に行う場合の限度額は合計100万円とする。
- 3 同一敷地内で第4号又は第5号の行為を複数同時に行う場合の限度額は合計50万円とする。
- 4 同一敷地内で第4号又は第5号の行為に加え、第6号又は第7号の行為を5年以内に行う場合の限度額は合計50万円とする。
- 5 同一敷地内で第6号又は第7号の行為を複数同時に行う場合の限度額は合計20万円とする。

別表第3（第5条関係）

	第2条第1～5号、第7号に係るもの	第2条第6号に係るもの
添付図書	①設計図書 ②工事見積書 ③現況写真 ④市町村税の納税証明書 （瀬戸市内に住所を要する者は、「市税の納税状況を確認することの同意書」（第17号様式）の提出をもってこれに代えることができる。） ⑤その他市長が必要と認める図書	①活動計画書 （日時、参加予定人数、活動内容がわかるもの） ②活動場所位置図 ③活動内容見積書 ④その他市長が必要と認める図書

別表第4（第9条関係）

	第2条第1～5号、第7号に係るもの	第2条第6号に係るもの
添付図書	①竣工図 ②完了工事費内訳書 ③工事写真 ④その他市長が必要と認める図書	①活動実績報告書 （日時、参加者名簿、具体的な活動内容がわかるもの） ②活動場所位置図 ③活動記録明細書 （景観形成に寄与する行為に要した費用に関する明細書） ④活動記録写真 ⑤その他市長が必要と認める図書